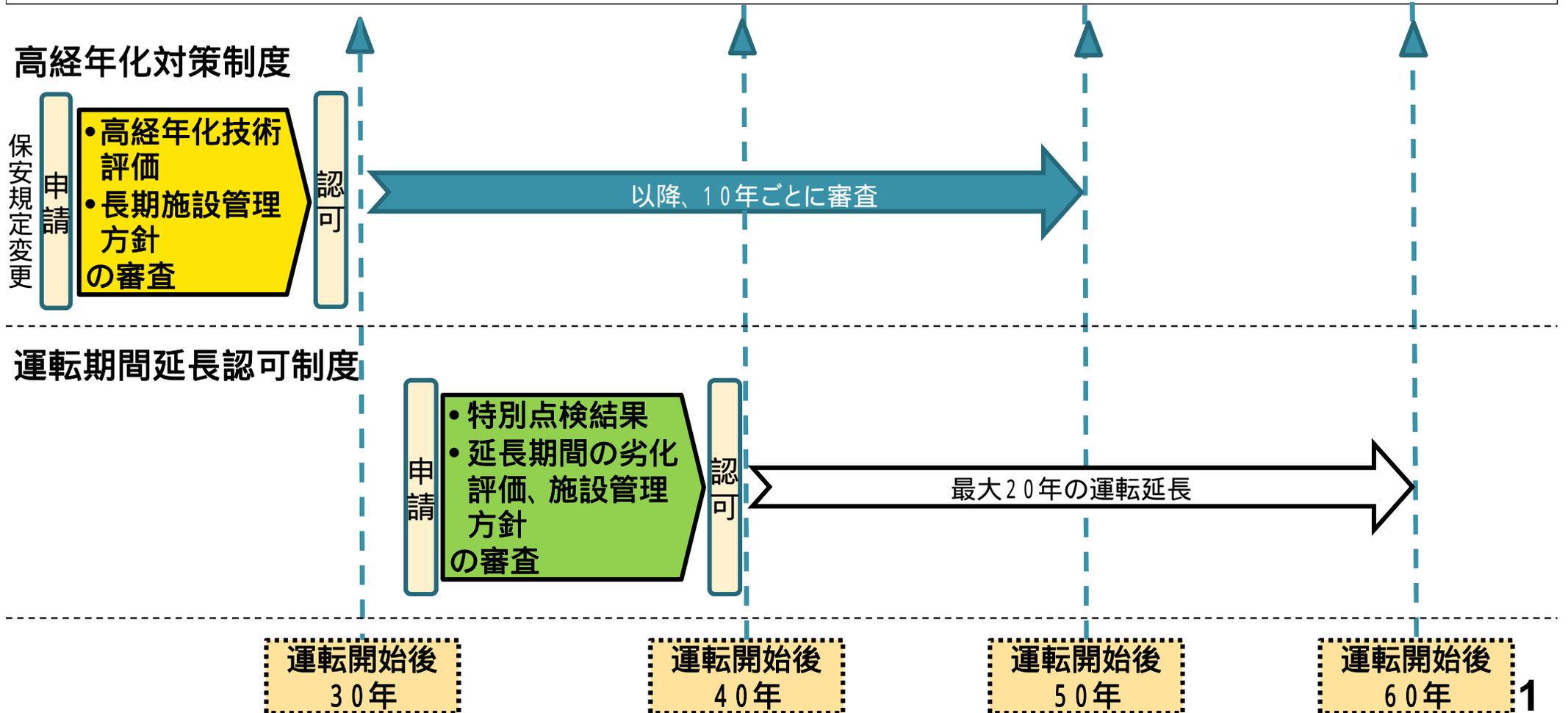


- **高経年化対策制度**: 運転開始後30年を経過する原子炉施設について、以降10年ごとに機器・構造物の劣化評価(高経年化技術評価)及び長期施設管理方針の策定を義務づけ、これを保安規定の変更認可の審査において確認する制度(2003年の法令改正により導入)
- **運転期間延長認可制度**: 発電用原子炉を運転することができる期間を、運転開始から40年とし、その満了までに認可を受けた場合には、1回に限り延長(最大20年)することを認める制度(2012年の法令改正により導入)
- これらの制度による事業者の高経年化対策の実施状況は原子力規制検査により確認



運転期間延長認可制度の概要

(参考) 根拠法令

原子炉等規制法(抄)

(運転の期間等)

- 第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とする。
- 2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。
 - 3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。
 - 5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

(以下略)

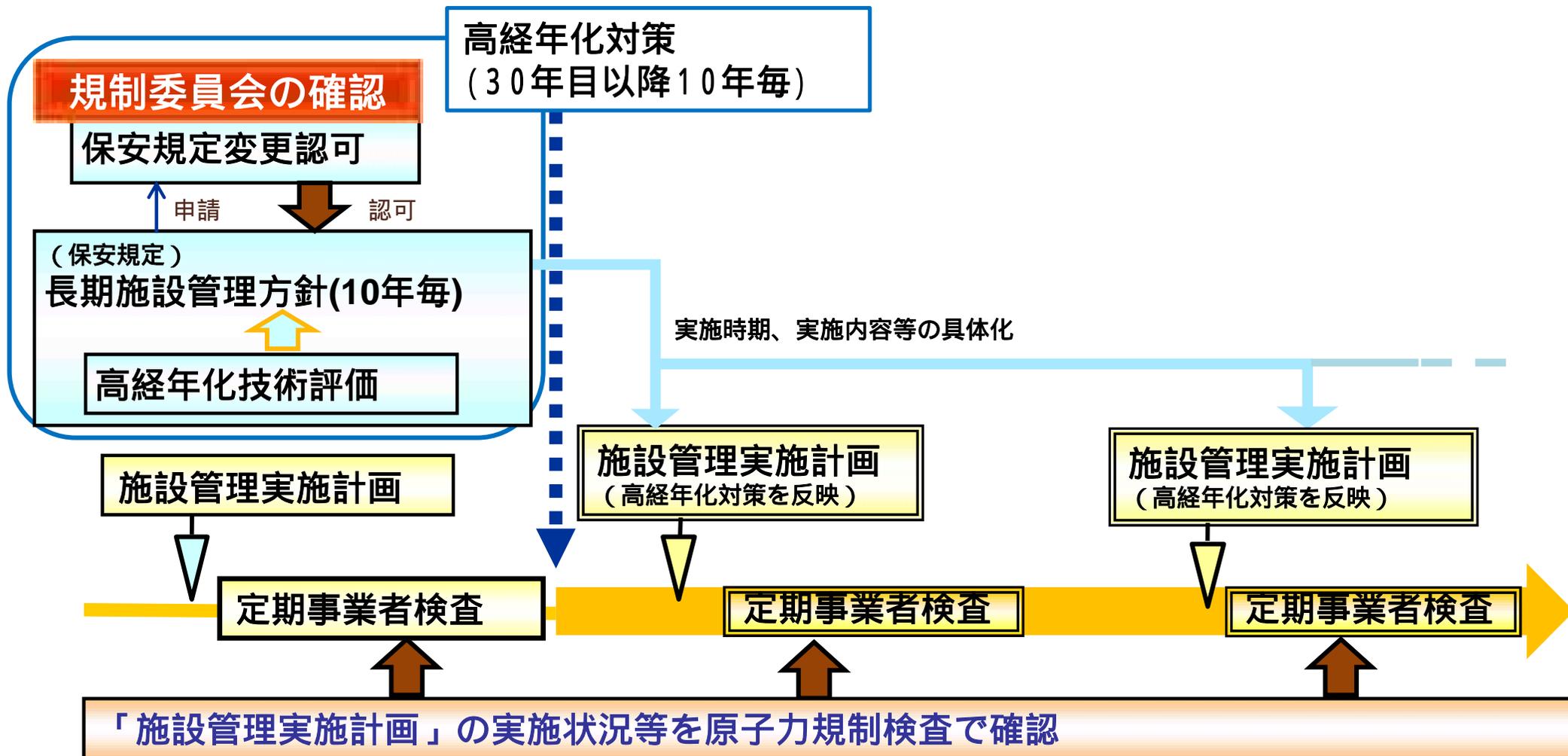
実用炉規則(抄)

(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準)

- 第百十四条 法第四十三条の三の三十二第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するものとする。

高経年化対策(PLM)制度の概要

運転開始後30年を経過する原子炉施設について、以降10年ごとに機器・構造物の劣化評価(高経年化技術評価)及び長期施設管理方針の策定を義務づけ(実用炉規則第82条)、保安規定の変更認可の審査において確認する(実用炉規則第92条)とともに、施設管理実施計画に反映させることにより、必要な対策の確実な実施を求める制度。



高経年化対策(PLM)制度の概要(続)

(参考)根拠法令

原子炉等規制法(抄)

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第四十三条の三の二十二 発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置(重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。)を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設の保全

(以下略)

実用炉規則(抄)

(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(以下「安全上重要な機器等」という。)並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

(以下略)

(保安規定)

第九十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～十七(略)

十八 発電用原子炉施設の施設管理に関する事(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事並びに経年劣化に係る技術的な評価に関する事及び長期施設管理方針を含む。)

(以下略)